

お知らせ

7月1日から次の障害者手当などが変わります

心身障害者福祉手当

対象 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症で20歳以上の方 月額 1万5千500円

対象 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症での手当に該当しない方 月額 6千500円

対象 身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度の方 月額 5千500円

次の方は対象外となります。・65歳以上で新たに対象になる方

・所得が基準額を超過している方・施設に入所している方

・のみ対象外となる方・老人福祉手当を受給している方

難病者福祉手当

対象者 東京都の定める難病により医療券または特受給証をお持ちの方 月額 5千500円

年齢・所得など制限なし自動車燃料費助成

対象者 在宅の身体障害者手帳1～4級の方で自ら自動車運転している方 在宅の身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方で、ご自分の代わりに自動車を運転する同居の家族のいる方(①②共に所得制限あり)

月額 自動車(二輪車を除く)3千円 二輪車千500円 給付申請 助成の認定をされている方でも助成を受けるためには給付申請をする必要があります(申請月以外でも申請はできますが、申請した月からの助成になります)。

支給月	支給対象期間	給付申請月	期 別
8月	4月分～7月分	4月	1期
12月	8月分～11月分	8月	2期
4月	12月分～3月分	12月	3期

すでに田無市の認定を受けている方

9月分まで支払い済みです。で、例外となりますが、10月に10・11月分の給付申請をしてください。その後は右記の表に従って申請してください。

すでに保谷市の認定を受けている方

7月初旬に案内を送付します。4～6月分は保谷市制度、7月分は西東京市の新制度での助成となります。案内に従って提出してください。

タクシー料金助成

対象者 在宅の身体障害者手帳1～3級の方 在宅の愛の手帳1～3度の方(①②共に所得制限あり) 月額 3千円 給付申請等については燃料費助成と同じです。

障害福祉課サービス給付係(保谷内線2341、2342)

新しい医療証をお使いください

7月1日から平成14年6月30日まで使用する新しい医療証をお送りしました。

対象者 次の要件をすべて満たす方

①昭和6年7月2日から昭和10年6月30日までに生まれた方(受給者は除く)

②国民健康保険加入者または各種社会保険の被扶養者の方(社会保険本人の方は対象になりません)

③平成12年中の所得が基準額を超えていない方

古い医療証返却場所

田無庁舎1階高齢福祉課医療助成係、保谷庁舎隣保健福祉総合センター1階高齢福祉課医療助成係、福祉会館、出張所

高齢福祉課(保谷内線2336、2338)

はり・きゅう・あん摩・マッサージで健康づくり

65歳以上の方が、高齢者指定治療院でマッサージ治療等を受ける場合、治療料金の一部を助成する割引券を発行します。

交付枚数 7月1日から平成14年3月31日分までの割引券18枚を限度に交付

申請 希望者は、本人確認できるものをご持参のうえ、田無庁舎1階および保谷保健福祉総合センター1階の高齢福祉課または各出張所(谷戸・柳橋・中原)の窓口で申請し、割引券(1人月2枚まで、1回につき千300円)をお受け取りください。

高齢福祉課(保谷内線2334)

高齢者配食サービスを利用ください

高齢者の方に安定した食事を提供するため、次のとおり高齢者配食サービス事業を実施しています。(昼食のみ)

対象 ①65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯

で介護認定に係る審査において、「自立」または「要支援」、「要介護」と認定された方のうち配食を必要と認められた方

②70歳以上の一人暮らしの方配食日 月・土の間の希望する曜日(日曜日・年末年始はお休みになります)

利用者負担 1食400円 高齢福祉課(保谷内線2331)

ねたきり高齢者等おむつ助成事業

身体上または精神上の障害で日常生活に著しい支障のある方で、常時おむつを使用している方に対して、おむつの助成事業を実施しています。

対象者 市内に居住する40歳以上の方で、起居動作が困難なため居宅または病院でねたきりの方、またはこれに準ずる状態の方

助成内容 ①在宅の方 紙おむつを1日5枚(種類によって異なります)を限度に、市が指定した業者が配達します。

②入院中の方 おむつを使用している方に対して、本年度は月額7千500円(現金)を限度に助成します。

介護保険施設に入所している方は、対象になりません。高齢福祉課(保谷内線2334)

私立幼稚園(類似施設などを含む)園児の保護者の方へ

「負担軽減事業補助金の申請」をお忘れなく

幼稚園教育の振興と充実を図るため、保護者の方に「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金」が支給されます。

対象 西東京市に住民登録または外国人登録を有する、3歳児、4歳児および5歳児(平成7年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた幼児)を通園させている保護者の方。また、満3歳に達した時点で翌年度の4月を待たずに幼稚園等に通園させている保護者の方

補助金額 所得に応じて左表のとおり支給します。

支給額の基準	一人当たり月額	
	私立幼稚園類似施設	無認可幼児施設
生活保護を受けている世帯、市民税の所得割が非課税となる世帯	11,400円	5,200円
市民税所得割課税の額が世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額の合計額が14万円以下の世帯	9,700円	5,200円
所得割課税額が14万円を超える世帯の方および無認可幼児施設に幼児を通園させている世帯	5,200円	5,200円

日までに幼稚園等へ提出してください。

市外の幼稚園等に通園の場合、幼稚園から配布される交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、直接子育て支援課へ提出してください(田無庁舎1階、保谷庁舎1階のどちらの窓口でも可能。ただし郵送による受け付けはしません)。

受付日時 7月9日(月)13日(金)午前9時～午後5時

本年の1月2日以降西東京市に転入した方は、平成13年度課税証明書等が必要です。支給時期 前期分(4月～9月分)は11月下旬の予定です。後期分(10月分～3月分)は3月下旬の予定です。

子育て支援課(保谷内線1526) 現況届を至急提出ください

6月上旬にお送りした、児童手当・児童育成手当現況届の提出期限は6月末でした。未提出の方は大至急提出してください。この届けは今後1年間の手当を受給するために必要な書類です。この届けが提出されないと今後の手当は支給されなくなりますのでご注意ください。

子育て支援課(保谷内線1525、1528、保谷内線2140、2141)

学校給食納入業者登録申請受け付け

学校給食物資納入業者の登録申請を行います。登録希望者の方は、手続きをください。立地条件・信用状況・衛生状況・供給能力などを審査して決定します。申請期間 7月9日(月)27日(金)

学務課(保谷内線2624、2625)

休日納税窓口をご利用ください

平日に市税等(市都民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料・税)の納付や相談にお越しになれない方のために、次の日程で実施します。ご来庁をお待ちしています。

とき 7月15日(日)午前9時～午後4時

ところ (田無庁舎)2階市民相談室(保谷庁舎)1階納税窓口

詳しくは納税課までお問い合わせください。なお、国民健康保険料・税については、保険年金課へお問い合わせください。

納税課(保谷内線1357、保谷1482)

家屋特定調査にご協力ください

家屋の現況を把握するため、市内の家屋について調査を実施します。調査の必要上、ご了解をいただき、敷地内に入らせていただくこともありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

調査内容 旧田無市内の現況家屋を外観目視で確認し、家屋課税台帳に登録してある事項(所在地・床面積等)を調査します。

調査期間 7月1日(日)10月31日(水)

調査委託会社 国際航業株式会社

なお、調査員は西東京市発行の家屋特定調査員証および腕章を携帯していますので、いつでも提示をお求めください。

資産税課(保谷内線1343、1345)

第1回西東京市消費生活展 実行委員会開催

暮らしと環境を見つめ、賢い消費者になるために、今何をすべきでしょうか。共に考える足がかりとして第1回消費生活展の実行委員会を開催します。

参加を希望する団体は必ずご出席ください。とき 7月10日(火)午前10時

ところ 消費者センター2階

排水設備工事責任技術者更新講習会を開催

日本下水道協会東京都支部では、平成13年度の排水設備工事責任技術者資格更新講習会を次のとおり実施します。

受講対象者は、責任技術者証の有効期限が平成14年3月31日となっている方です。万一受講されなかった場合は、資格を失うこととなりますので、ご注意ください。

とき 10月4日(木)・5日(金)の2日間

ところ アミュー立川(立川市市民会館)

申込書用紙 対象者あてに6月下旬に郵送されます。

受講費用 2千円

下水道課(保谷内線2486、2487)

